

ネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

## 7. 教育活動等を行う際の留意事項等

### (1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

### (2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

### (3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

### (4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

**【本件連絡先】**

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課（古川、富田、吉原）

TEL：03-5253-4111（内線3192）

03-6734-3192（直通）

## 参 考 情 報

特別支援教育を推進するために、下記情報を参照されたい。

## ○ 関係法令・通知等

主な関係法令・通知等は下記のとおりである。

- ・「発達障害者支援法」（平成16年12月10日法律167号）
- ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」（平成17年4月1日付け17文科初第211号文部科学省関係局長連名通知）
- ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（平成17年12月8日中央教育審議会答申）
- ・「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成18年3月31日付け17文科初第1177号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成18年6月21日法律第80号）
- ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」（平成18年7月18日付け18文科初第446号文部科学事務次官通知）
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」（平成19年3月30日付け18文科初第1290号文部科学事務次官通知）

## ○ ガイドラインの活用

教育委員会及び学校が、発達障害のある児童生徒への教育支援体制を整備する際には、文部科学省において作成した下記ガイドラインを参照されたい。このガイドラインには、校長、特別支援教育コーディネーター、教員等が具体的に行うべきことについても収録されている。

- ・「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/16/01/04013002.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04013002.htm)

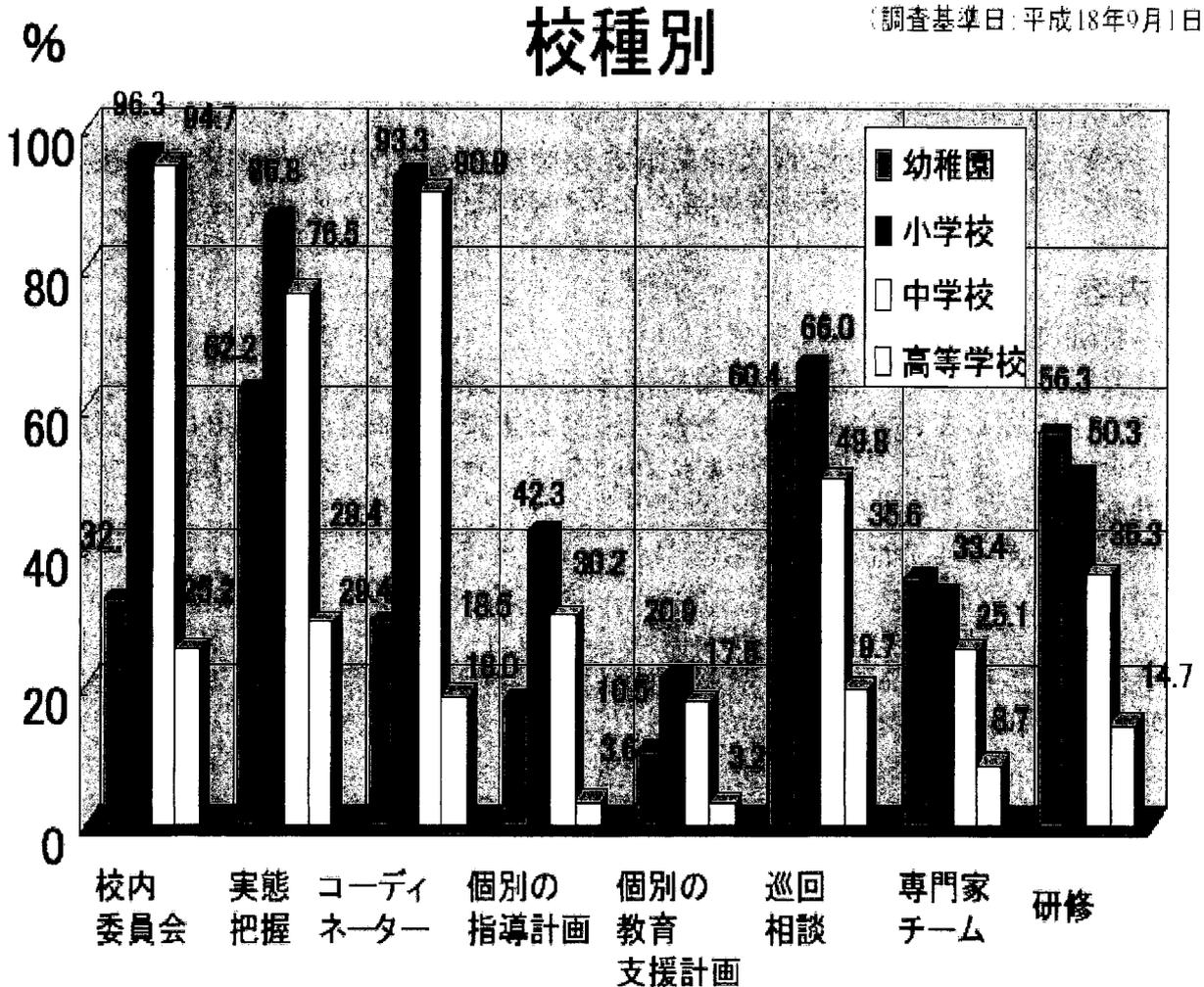
## ○ インターネットによる情報

文部科学省及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の刊行物やホームページなどで提供する情報についても、下記により適宜参照されたい。

- ・ 文部科学省特別支援教育関係ホームページ：  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm)
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ：  
<http://www.nise.go.jp/>  
<http://www.nise.go.jp/portal/index.html>

平成18年度幼稚園、小学校、中学校、高等学校等におけるLD、ADHD、高機能自閉症等のある幼児児童生徒への教育支援体制整備状況調査結果概要

(調査基準日：平成18年9月1日)



## 平成19年度特別支援教育関係予算主要事項の概要

### 子ども一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

(前年度予算額 6,707,415千円)

平成19年度予算額 7,745,147千円

#### 1. 趣旨

障害のある児童生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援の充実を図るとともに、特別支援教育推進のための教職員配置の充実を図る。

#### 2. 内容

- (1) 特別支援教育体制推進事業 193,857千円( 209,049千円)  
LD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じて、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した計画的な支援体制の充実を図る。また、平成19年度においては、新たに大学生を活用した学校支援を実施する。  
○委嘱先：47都道府県
- (2) 発達障害早期総合支援モデル事業 50,807千円(新規)  
保健、医療、福祉関係機関と連携して発達障害の早期発見・早期支援に重点をおいた取組を実践的に研究する。  
○指定先：10地域
- (3) 高等学校における発達障害支援モデル事業 21,121千円(新規)  
高等学校段階における発達障害のある生徒を支援するため、厚生労働省の発達障害者支援体制整備事業等と連携の上、調査研究を行う  
○指定先：10校
- (4) 職業自立を推進するための実践研究事業 70,296千円(新規)  
厚生労働省と連携・協力し、学校、教育委員会、労働関係機関、企業等との連携の下、障害のある生徒の就労を支援し、職業自立を促進するための実践研究を行う。○委嘱先：12都道府県
- (5) 障害のある子どもへの対応におけるNPO等を活用した実践研究事業 17,296千円( 7,703千円)  
特別な支援を必要とする子どもたちに対し、先導的な取組を行っているNPO等に特別支援教育の在り方に関する研究を委嘱する。  
○委嘱先：3団体 → 6団体

- (6) 特別支援教育就学奨励費負担等 6,664,652千円(6,490,663千円)  
特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の特殊事情をかんがみ、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、就学を奨励する。
- (7) 特別支援教育推進のための緊急的な定数措置 727,118千円(新規)  
小・中学校におけるLD・ADHDの児童生徒に対する指導の充実を図るとともに、特別支援学校におけるセンター的機能の充実を図るための緊急的な定数措置を行う。

# 子ども一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

平成19年度は特別支援教育元年～学校教育法に新たに位置づけ～

## 発達段階に応じた支援

幼稚園段階

小・中学校段階

高等学校段階

学校卒業後

特別支援教育推進のための緊急的な定数措置(新規) 727百万円

### 特別支援教育体制推進事業 予算額 194百万円

支援体制の整備

- ・校内委員会の設置
- ・特別支援教育コーディネーターの指名
- ・巡回相談の実施
- ・専門家チームの設置
- ・学生支援員による支援 (新規)

発達障害早期総合支援モデル事業(新規)  
予算額 51百万円

保健・医療・福祉関係機関と連携して、障害の早期発見・支援に重点をおいた取組を実践的に研究

高等学校における発達障害支援モデル事業(新規)  
予算額 21百万円

高等学校段階において発達障害のある生徒を支援するため、厚労省の発達障害者支援体制整備事業と連携の上、調査研究を実施

職業自立を推進するための実践研究事業(新規)  
予算額 70百万円

厚労省と連携・協力し、学校・教育委員会・労働関係機関・企業等との連携の下、障害のある生徒の就労を支援し、職業自立を促進するための実践研究を実施

## 保護者への支援

特別支援教育就学奨励費負担等(拡充)  
予算額 66億65百万円

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その経済的負担能力に応じ、就学に必要な交通費・教科用図書購入費・学用品費等を補助

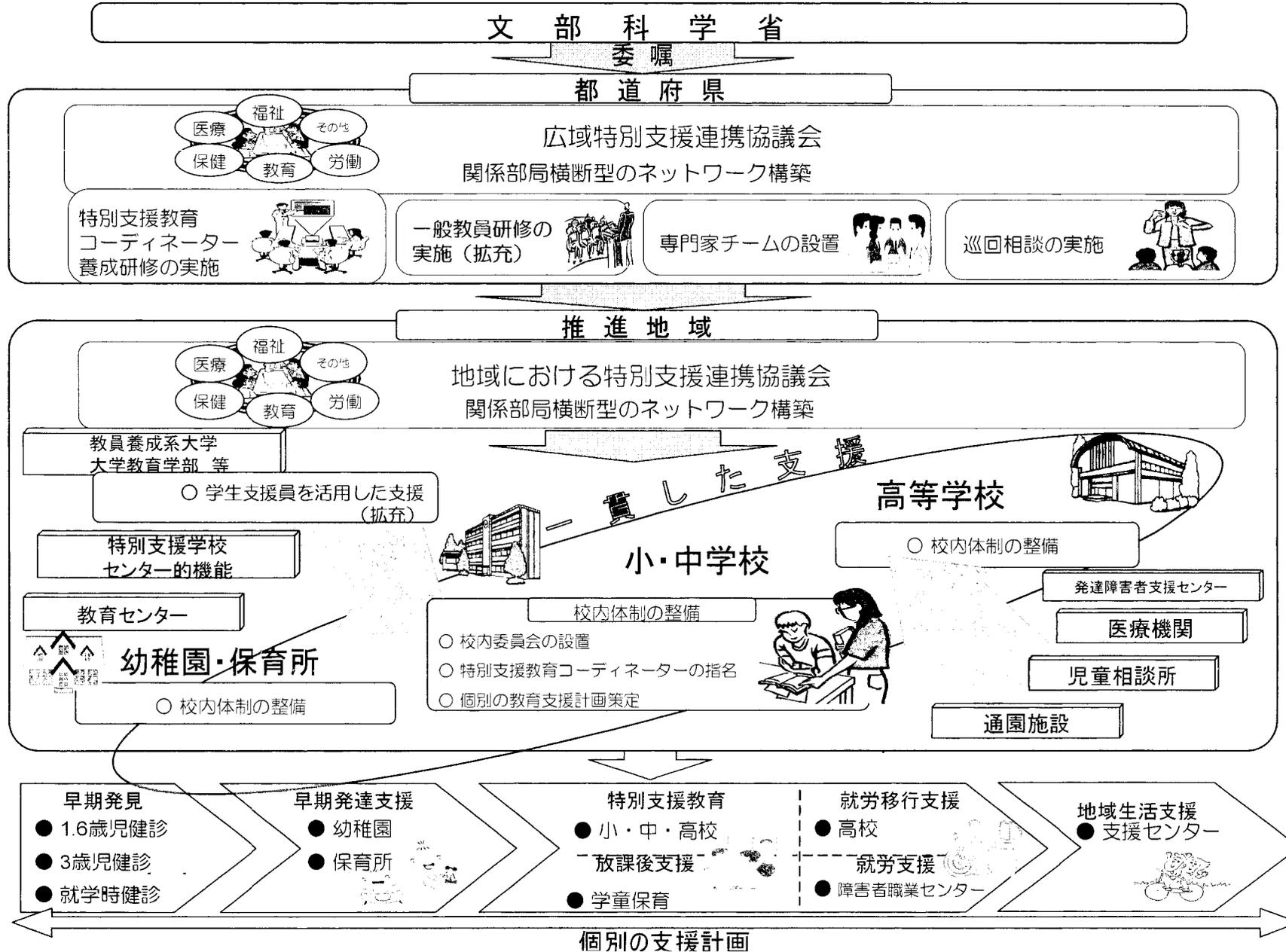
## 地域活動への支援

障害のある子どもへの対応におけるNPO等を活用した実践研究事業(拡充) 予算額 17百万円

特別な支援を必要とする子どもたちに対し、先導的な取組を行っているNPO等に特別支援教育の在り方に関する研究を委嘱

# 特別支援教育体制推進事業(19年度)

予算額194百万円

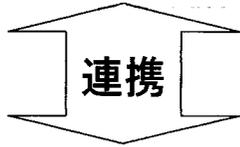


# 高等学校における発達障害支援モデル事業(新規)

予算額 21百万円

【課題】 LD・ADHDなど発達障害のある高校生について、十分な支援体制を構築する必要がある。  
(発達障害者支援法に国の責務として明記されている。)

文部科学省



厚生労働省

★厚労省新規事業  
「若年コミュニケーション  
支援者就職  
プログラム」  
とも連携

ハローワーク

- ・就職支援情報の提供
- ・職業相談の実施 ★

全国への情報発信

発達障害への支援の  
在り方、モデル

委嘱 都道府県等



広域特別支援連携協議会

医療機関、福祉施設

- ・臨床心理士、作業療法士等の  
専門家の派遣
- ・発達障害者支援センターとの連携

小・中学校、特別支援学校

- ・センター的機能による指  
導、助言
- ・通級指導、特別支援学級  
担当教員による指導、助言

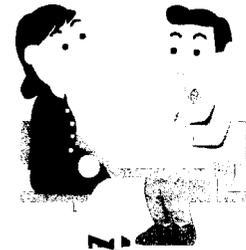
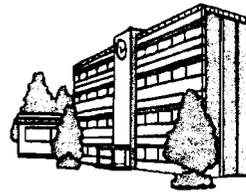
大学、教育センター

- ・大学教員等の専門家の派  
遣
- ・教員への理解啓発、研修  
の支援

研究委員会

高等学校  
モデル校(10校)

- ・ソーシャルスキル指導
- ・授業、教育課程の工夫
- ・教員の理解啓発
- ・就労支援 など



# 職業自立を推進するための実践研究事業(新規)

## 【現状と課題】

- 障害の重度・重複化や多様化
- 保護者・本人の雇用に対する不安
- 高等部卒業後の就職率の低下(約2割)
- 障害者に対する理解が十分でない など
- 社会福祉施設等への入所者の増加(約6割)

## 文部科学省

関係機関と連携して、企業のニーズに応じた職業教育の改善や、新たな職域開拓、企業に対する理解啓発など、特別支援学校高等部生徒の就労支援を促進し、職業自立を推進するための実践研究を実施。

委嘱

## 厚生労働省

障害者就労支援基盤整備事業  
 ○就労支援セミナー  
 ○事業所見学  
 ○事業所面接会 など

連携  
 ・  
 協力

## 都道府県教育委員会

指定

### 指定地域

#### 職業自立連携協議会

特別支援学校、教育委員会、労働関係機関（ハローワーク等）、企業、社会福祉施設等が連携協力するための協議会を実施。

教育委員会

特別支援学校

福祉施設

ハローワーク

企業等

#### 就労サポーターの派遣

企業関係者を特別支援学校に派遣し、生徒の指導を行う。  
 →企業のニーズに応じた授業改善



#### 現場実習実践マニュアルの作成

現場実習を効果的に進めるための配慮事項や手続き等をまとめたマニュアルを作成する。  
 →現場実習の充実を図る。



#### 企業等の意向の把握及び理解啓発

企業等の意向を調査し、職業教育や進路指導の改善を図る。  
 また、パンフレット等を作成・配布し、障害者雇用や特別支援学校の教育についての理解啓発を図る。

#### 特別支援学校とハローワークが共同で職場開拓

学校とハローワークが連携して企業を訪問し、生徒の雇用又は現場実習の受け入れ先の拡大を図る。  
 →新たな職域の拡大や、現場実習先の確保等を図る。

#### 地域の就労ボランティアバンクの作成

企業退職者等、多様な職業技術を持った地域の人材を協力者として確保する。  
 →職業教育の充実を図る。



○職業教育の改善  
 ○企業の障害者雇用の理解 → 現場実習の拡大、新たな職域の拡大  
 →特別支援学校卒業生の職業自立の推進

## 障害者の自立と、社会参加の推進



# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

国立特別支援教育総合研究所（NISE）では、政策的課題や教育現場のニーズに即応した研究活動を核として、各都道府県の指導者養成研修、臨床的研究のフィールドとなる教育相談、研究成果等の情報普及、諸外国との研究者交流や国際貢献等の国際交流を全職員が参画して一体的に推進し、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献します。

## 研究活動

政策的重要性の高い研究や教育現場等の喫緊の課題に対応した次のような研究を推進

特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究（特別支援教育の推進、拡大教材、手話コミュニケーション、脳科学と教育等）

国内外の障害のある子どもの教育に関する制度・システム等についての調査研究（教育関係法令、「個別の教育支援計画」モデル開発等）



教育現場で求められている喫緊の課題に対応した実際的な研究（LD、ADHD及び自閉症等の研究、通常の学級に在籍する障害のある子どもの指導に関する研究等）

障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査研究（教育課程、教材・教具の開発等）



文部科学省、関係省庁

政策に寄与する研究成果の提供、政策提言

連携協力

特別支援教育センター、学校等

共同研究

他大学、研究機関等

成果の還元

成果の還元

成果の還元

成果の還元

成果の還元

成果の還元

### 研修事業

地方公共団体等において指導的立場に立つ教職員等を対象に、下記の研修を実施

- 政策的重要性の高い研修
- 教育現場等の喫緊課題に対応した研修
- 地方公共団体等においては単独で実施することが困難な研修



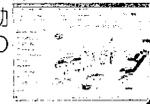
### 教育相談

- 臨床的研究のフィールド、発生頻度の低い障害、国外在住の保護者等からの依頼、に係る教育相談
- 教育相談関係機関等への支援（総合的アセスメント、コンサルテーション、各種情報の提供等）
- 臨床的研究を踏まえた教育相談に関する研究の推進



### 情報普及

- 特別支援教育に関する総合的な情報の提供
- 所蔵図書目録に関する情報のデータベース化、Webサイトを通じた利用体制構築
- Webサイトによる研究成果報告書等の公表、メールマガジンの配信による特殊教育に関する動向・研究成果の普及



### 国際交流

- 海外の情報の収集・分析と国際比較研究の推進
- アジア・太平洋諸国との情報交流の拠点としてのハブ的機能の整備及び情報発信
- 国際セミナーの開催、諸外国の特別支援教育の発展に対する支援などによる国際貢献
- 交流協定に基づく外国人研究者との研究交流等の推進



教育現場等